宮崎WORK＆STAY推進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

　 第1条　この要綱は、新たな旅のスタイルであるワーケーションについて、本市独自の受入モデルの構築やワーケーション実施企業・団体への滞在支援等の取り組みに係る補助金の交付に関するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助金の交付対象）

　 第2条　補助金の交付対象は、次のとおりとする。

　　　　　 ただし、会長が必要と認める場合については、この限りではない。

1. 企業・団体向け

1泊2日以上のワーケーションを宮崎市で実施予定の企業・団体

1. 個人向け

2泊3日以上のワーケーションを宮崎市で実施予定の個人

1. 課題解決型体験受け入れ企業・団体・個人

課題解決型体験受入れを行う企業・団体の受入に協力する地元の企業・団体・

個人

　（補助金の申請）

第3条　補助金の交付を受けようとする前条（1）～（2）の企業等は、あらかじめ必要書類を協会へ提出し、承認を得た上でワーケーションを実施するものとする。

　また、前条（3）の企業等は、実施前に必要書類を協会へ提出し、承認を得た上で受入を実施するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

　 第4条　前条の申請を審査した結果、補助金を交付することが適当と認められるときは、協会は原則として別表1に基づき交付額を決定し、交付決定通知書により申請企業等に通知するものとする。

　　　　ただし、ワーケーションの内容や規模等を勘案し、会長が必要と認められるときは、

別表1に依らず別途限度額を定めることができる。

（補助金の請求・支払い）

第5条　交付申請団体が補助金を請求しようとする際、ワーケーション実施後速やかに請求書等

の必要書類を協会に提出しなければならない。また、協会がそれを受け付けた際は速やかに指定された口座へ振り込みを行うこととする。

第6条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

　この要綱は、令和4年7月4日から適用する。

　この要綱は、令和5年4月3日から適用する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| カテゴリ | 支援内容 | その他条件等 |
| ①企業・団体向け | 宿泊費の補助宮崎市の宿泊に限り1人1泊あたり、３千円を上限として宿泊費を補助。（条件）・1人あたり最大3泊まで補助・1企業2人以上5人以内・１企業・団体につき年1回まで（参考）最大9千円/人 | ・宮崎市におけるワーケーションの環境（ワーク、食、自然、体験等）などについて、自社ホームページやＳＮＳ等で1回以上発信すること。（例）Instagram、Facebook、Twitter、Youtube等#みやざきワーケーション＃宮崎市＃ワーケーション＃宮崎市ワーケ―ションなど、宮崎市のワーケーションに関するハッシュタグを付けて投稿・アンケートへ（滞在中の消費額、本市で実施した理由等）回答すること。 |
| ②個人向け | 宿泊費の補助宮崎市の宿泊に限り1人1泊あたり、3千円を上限として宿泊費を補助。（条件）・2泊以上のワーケーションを要件として、1人あたり最大3泊まで補助・1人につき年1回まで・期間中に宮崎市内のコワーキングスペースを1回以上利用すること（参考）最大9千円/人 |
| ③課題解決型体験の受入企業向け | 体験受入に係る経費の補助（対象経費：人件費、消耗品費、通信運搬費等）受入１回につき、5万円を上限として補助。但し、1企業等につき、年間10万円を補助の上限とする。（条件）※受入は1グループ2名以上の企業・団体であること | ・来年度以降も引き続きワーケーションの受入を実施すること。 |